住所　神戸市長田区御屋敷通３丁目１番34―904号
　昇昌彦　昭和54年１月17日生
住所　神戸市須磨区中落合１丁目１番410―202号
　宋智恵　昭和59年１月11日生
　宋和史　昭和60年５月10日生
住所　神戸市須磨区戎町４丁目１番９号
　崔隆　昭和52年11月21日生
住所　神戸市垂水区南多聞台４丁目１番25―108号
　洪侑華　平成３年３月19日生
住所　兵庫県西宮市西波止町６番25―702号
　朴鷺史　昭和57年10月28日生
住所　兵庫県明石市林崎町３丁目523番地３
　金真弓　昭和60年６月３日生
住所　兵庫県姫路市神田町４丁目10番地
　崔末子　昭和22年４月20日生

**○外務省告示第三百五十七号**

平成二十三年十月七日にビシュケクで、体育庁柔道器材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　体育庁柔道器材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　六千九百二十万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年二月二十八日まで
4　署名者

日本側　丸尾眞在キルギス大使
キルギス側　メリス・マムベトジャノフ財務大臣

平成二十三年十月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

**○外務省告示第三百五十八号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十三年十月五日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十三年十月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

| 失効年月日 | 発行年月日 | 旅券番号 |
|---|---|---|
| 平成23年10月５日 | 2010年４月12日 | TK174581 |

**○厚生労働省告示第四百十三号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表補助金等の名称の欄中「先端医療開発特区設備整備費補助金」を「先端医療開発特区設備整備費補助金」に、「医療施設等災害復旧費補助金」を「医療施設等災害復旧費補助金」に、「診療確保事業費補助金」を「診療確保事業費補助金」に、「医療施設災害対策緊急整備費補助金」を「医療施設災害対策緊急整備費補助金」に、「国民健康保険組合特別対策費等補助金」を「国民健康保険組合特別対策費等補助金」に、「国民健康保険災害臨時特例補助金」を「国民健康保険災害臨時特例補助金」に、「保健衛生施設等施設整備費補助金」を「保健衛生施設等施設整備費補助金」に、「母子家庭等対策費補助金」を「母子家庭等対策費補助金」に、「母子家庭等対策費補助金」を「母子家庭等対策費補助金」に、「精神障害者社会復帰施設等運営費補助金」を「精神障害者社会復帰施設等運営費補助金」に、「介護保険事業費補助金」を「介護保険事業費補助金」に、「介護保険災害臨時特例補助金」を「介護保険災害臨時特例補助金」に、「厚生科学研究費補助金」を「厚生科学研究費補助金」に、「水道施設災害復旧事業費補助」を「水道施設災害復旧事業費補助」に改める。

**附　則**

1　この告示は、公布の日から施行する。
2　この告示は、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十二年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第二千六十七号**

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十三年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

| 品種 | 平均売買価格（消費税額分を含む。） |
|---|---|
| 黒毛和種 | 一頭につき、三八二、三〇〇円 |
| 褐毛和種 | 一頭につき、三二六、六〇〇円 |
| 黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種 | 一頭につき、一〇二、三〇〇円 |
| 乳用種の品種 | 一頭につき、九四、七〇〇円 |
| 肉専用種と乳用種の交雑の品種 | 一頭につき、二一八、三〇〇円 |

**○農林水産省告示第二千六十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字北小野字笹見平一六五五、一六五六、一六五七の一、一六五七の二、一六五八から一六六〇まで、一六六一の一、一六六一のロ、一六六二のイ、一六六二のロ、一六六三、一六六四のイ、一六六四の一、一六六五の一、一六六六から一六六九まで、一六七一の一、一六七一の二、一六七二、一六七三の四、三四八八の一、三四八九の一、三四九〇のイ、三四九〇の一、三四九〇の三、三四九〇の八、三四九一のイ、三四九一の一、三四九二のイ、三四九二のロ、三四九三、三四九五、三四九六の一、三四九六の五、三四九七から三四九九まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千六十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡王滝村四九四〇の四
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備